



「扶養の範囲で働く」ということ ①

パート従業員等から「扶養の範囲で働きたい」と言われることがあります。年末調整が近づいたこの時期に、改めて「扶養の範囲」を確認しておく必要があります。

そこで、今号から2回にわたり、扶養の範囲で働くための収入要件等についてご説明します。

★本紙の内容は、「夫が妻を扶養し、夫婦の収入が給与所得のみ」であることを前提にしています。

○扶養には「所得税の扶養」と「健康保険の扶養」がある

所得税と健康保険とは、扶養の範囲となる収入要件等が異なります。

《「所得税の扶養」と「健康保険の扶養」の違い》

		所得税	健康保険
収入要件 扶養の範囲となる	収入要件	妻の年収が 103万円以下 夫の年収が 1,195万円以下 ⇒ 配偶者控除 の対象	妻の年収が 130万円未満 ^{※1} 、 かつ、 夫の年収の1/2未満 ^{※2} ※1:60歳以上の妻は180万円未満。 ※2:妻の年収が夫の年収の1/2以上でも、夫の年収より低額である場合は、扶養認定されることがあります。
	収入要件	妻の年収が 103万円超201.6万円未満 夫の年収が 1,195万円以下 ⇒ 配偶者特別控除 の対象	
「収入」の考え方	年収	年収=1月～12月に受取る収入の合計額	年収=扶養認定を受ける時点の月収を、 年収に換算した額（【注】参照）
	通勤費	非課税通勤費は収入から除かれる 課税通勤費は収入に含まれる	通勤費は全額が収入に含まれる （課税・非課税は関係ない）

【注】健康保険の収入要件は「月収ベース」で判断！

健康保険の扶養においては、扶養認定を受ける時点の**月収が108,334円未満**である場合に、「年収130万円未満」とみなされます。

【例① 妻が10月に退職した場合】

1月から10月までの収入合計が130万円以上であっても、11月から収入が0円になる場合は、11月から扶養の収入要件を満たすこととなります。

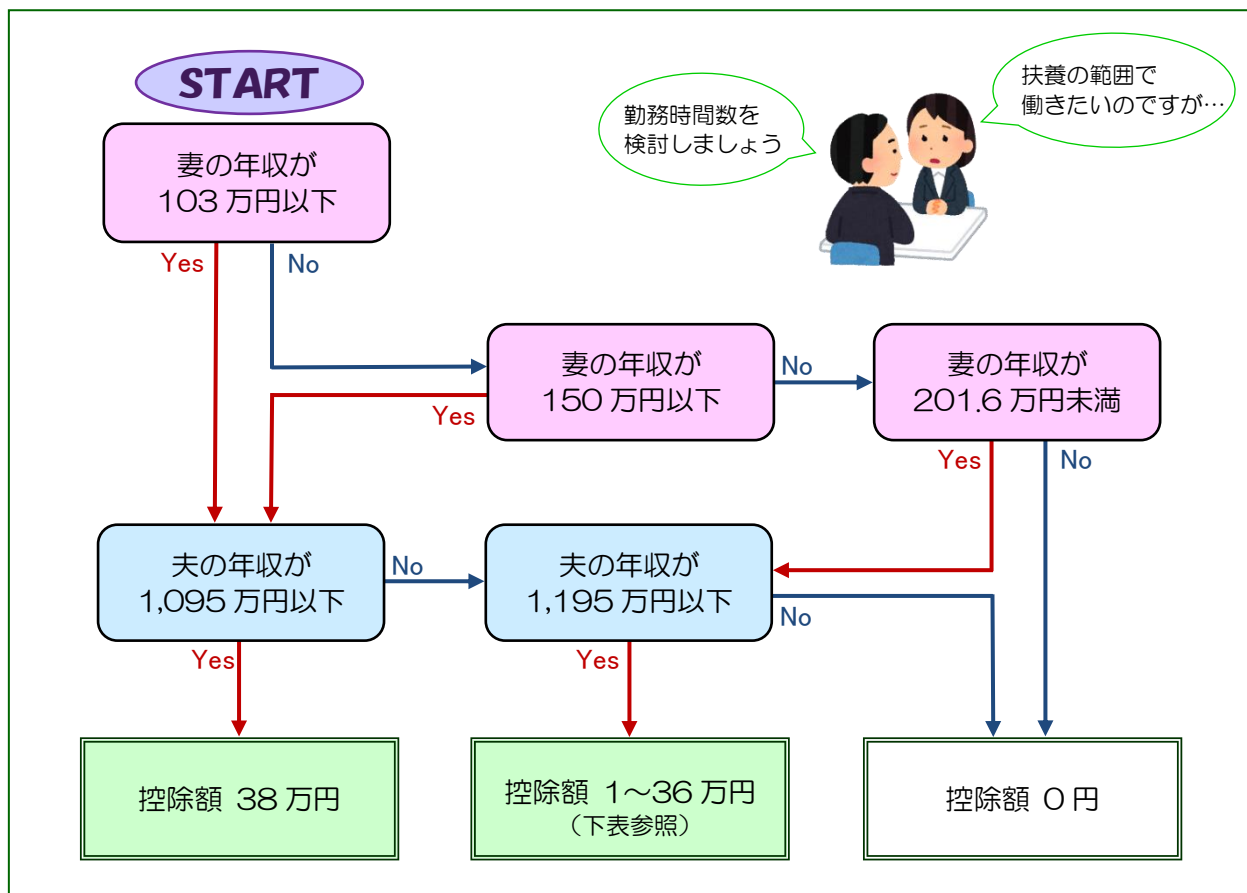
【例② 妻が9月からパートを開始した場合】

9月から12月までの収入合計が130万円未満であっても、9月以降の月収が108,334円以上となる場合は、9月以降は扶養から外れることとなります。

◎配偶者控除等は、妻と夫の収入によって控除額が変わる

配偶者控除・配偶者特別控除は、妻と夫それぞれの年収によって控除額が変わります。

《配偶者控除等の金額を判定するフローチャート》



《夫が受ける配偶者控除等の額》

		夫の年収（目安）			控除の種類
		1,095万円以下	1,145万円以下	1,195万円以下	
妻の年収（目安）	103万円以下	38万円 (48万円)	26万円 (32万円)	13万円 (16万円)	配偶者控除
	103万円超 150万円以下	38万円	26万円	13万円	
	150万円超 155万円以下	36万円	24万円	12万円	
	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円	配偶者特別控除
	160万円超 166.8万円未満	26万円	18万円	9万円	
	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	14万円	7万円	
	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	11万円	6万円	
	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円	
	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円	
	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円	
201.6万円以上	0円	0円	0円		

・（ ）内は、妻が70歳以上の場合

*次号では、健康保険の扶養の要件について、より詳しく説明します。